

令和2年度小規模事業者持続化補助金説明

令和2年9月15日（火）午後2時～4時（無料）

ふじみ野市商工会館3F 講師 中小企業診断士 折原浩先生

申込・問合せ

ふじみ野市商工会 TEL049-261-3156 FAX049-261-3150E-mail fujimino@syokoukai.jp

内容 ■補助金概要説明 ■補助金申請のポイント解説 ■補助金応募状況

対象者 小規模事業者で本補助金申請をしようとする方

定員 20名（先着順とし定員になりしだい締め切ります）

申込 裏面申込書にてFAX又はメールにてふじみ野市商工会へ9/10(木)までにお申し込みください

令和2年度小規模事業者持続化補助金申請日程

	一般型	コロナ特別対応型
第3回	10月2日(郵送:消印有効)	10月2日(郵送:必着)
第4回	R3年2月5日(郵送:消印有効)	

〈小規模事業者持続化補助金とは〉

〈一般型〉

小規模事業者持続化補助金とは、小規模事業者が経営計画を作成し、販路開拓に取り組む費用の一部を補助するものです。地域の雇用や産業を支える小規模事業者等の持続的発展を図ることを目的に実施される事業です。補助金額は、原則50万円が上限（補助率：2/3）ですが、以下の場合には100万円になります。

- (1)「認定市区町村による特定創業支援等事業の支援」を受けた小規模事業者
- (2)2020年1月以降に設立した法人、もしくは開業した個人事業者

詳しくは、関連ファイルの「持続化補助金〈一般型〉 申請予定の方」にある公募要領をご参照ください。なお、6月26日付で公募要領と申請様式が第7版に改訂されましたので、これから申請される方はそちらをご利用ください。

〈コロナ特別対応型〉

小規模事業者持続化補助金〈コロナ特別対応型〉とは、新型コロナウイルス感染症が事業環境に与える影響を乗り越えるために取り組む具体的な対策（A.サプライチェーン毀損への対応、B.非対面型ビジネスモデルへの転換、C.テレワーク環境の整備）と販路開に係る費用の一部を補助するものです。本補助金事業を申請するためには、小規模事業者が自ら経営計画を作成しその計画を実施する必要があります。

なお、令和元年度予算小規模事業者補助金〈一般型〉とは、以下のとおり制度等に一部異なる点がありますのでご注意ください。

- 本事業は、下記に該当する小規模事業者等が対象です。

*補助対象経費の6分の1以上が、以下の要件に合致する投資を行う小規模事業者等

A.サプライチェーンの毀損への対応 B.非対面型ビジネスモデルへの転換 C.テレワーク環境の整備

- 補助金は、100万円が上限（補助率：2/3 ※B類型とC類型は3/4）になっております。
- 感染防止対策費用を定額補助（50万円上限）する事業再開枠も同時に申請することが可能です。

小規模事業者持続化補助金説明会申込書

9月15日（火）開催の標記説明会に申し込みます。

令和2年 月 日

事業所名 _____ (業種) _____

住 所 〒 _____

TEL _____ FAX _____

Mail _____

参加者氏名

1. _____ 2. _____

ふじみ野市商工会

〒356-0004 ふじみ野市上福岡 1-5-14

TEL 049-261-3156 FAX 049-261-3150